

※申請書・必要書類は納期限前であっても、減免の提出がされた場合、納期限を過ぎた住民税・森林環境税は減免対象外となります。また、納期限前でも、減免の提出がされた場合、納期限を過ぎた住民税・森林環境税は減免対象外となります。また、納期限を過ぎた住民税・森林環境税は減免対象外となります。

申請者氏名	第4号様式(別表第2関係)
-------	---------------

収入状況チェックシート(特別区民税・都民税の減免及び森林環境税の免除):1枚目		該当チェック
令和5年の収入が、利子・配当・退職・譲渡・一時・先物取引(以下「利子等」という。)に係るもののみではない。(例)配当以外にも給与や事業収入がある。 →利子等のみである場合は、STEP3での減収・免除割合の判定ができないため減免対象になりません。判定対象外としているのは、利子等が一時的なもの・額の増減がその性質上予測されるものであり比較に馴染まないためです。		<input type="checkbox"/>
STEP1		
令和5年の合計所得金額が250万円以下である。 <u>→超える場合は、減免対象になりません。</u>		<input type="checkbox"/>
STEP2		
申請日時点で失業又は廃業している。 (失業のうち、定年による退職・自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇・自己都合による退職は除く) <u>→該当しない場合、減免対象にはなりません。</u>		<input type="checkbox"/>
STEP3		
令和6年の1月1日 から 12月31日までの 合計所得金額を算出	種別	2枚目・3枚目から転記
	()所得	円
	()所得	円
	()所得	円
	()所得	円
	()所得	円
上記の所得を基に算出した合計所得金額 (合計所得金額算出手順を参照)		A 円
減免基準額の計算	扶養人数による基準額	
	扶養している人数	α
	$\alpha = 0$ のとき	45万円
	$\alpha \geq 1$ のとき	$35万円 \times (\alpha + 1) + 31万円$
	障害・寡婦・ひとり親・未成年区分該当による基準額	
	納税義務者が 障害者・寡婦・ひとり親・未成年 のいずれかに該当する場合	135万円
減免基準額: ウかエのどちらか大きい金額		B 円
上記計算により $A \leq B$ である <u>→減免基準額を超える場合は、減免対象になりません。</u>		<input type="checkbox"/>

収入状況チェックシート(特別区民税・都民税の減免及び森林環境税の免除): 2枚目

※申請書・必要書類は納期限前でも、減免の提出がされるまでの納期限を過ぎた住民税・森林環境税は減免対象外となります。また、納期限前でも、減免の提出がされるまでの納期限を過ぎた住民税・森林環境税は減免対象になりません。

STEP1

●令和5年の合計所得金額の確認

令和6年度納税通知書に記載されていますので右のX欄に転記してください。

X
円

Xが250万円以下であれば1枚目STEP1の該当チェック欄にチェック

STEP2

●失業・廃業したことがわかる資料を添付してください。

失業の場合、雇用保険受給資格者証等の「12. 離職理由」が下記のいずれかに該当しない場合減免にはなりません。

「11、12、21、22、23、31、32、33、34」

STEP3

●給与収入(実際に支払いがあった月)

参考) 給与所得の計算

単位: 円

1月	
2月	
3月	
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
給与	
合計	
給与所得	円

収入額(A)				給与所得
以上	551,000	未満		0
551,000	以上	1,619,000	未満	A - 550,000
1,619,000	以上	1,620,000	未満	1,069,000
1,620,000	以上	1,622,000	未満	1,070,000
1,622,000	以上	1,624,000	未満	1,072,000
1,624,000	以上	1,628,000	未満	1,074,000
1,628,000	以上	1,800,000	未満	B × 60% + 100,000
1,800,000	以上	3,600,000	未満	B × 70% - 80,000
3,600,000	以上	6,600,000	未満	B × 80% - 440,000
6,600,000	以上	8,500,000	未満	A × 90% - 1,100,000
	8,500,000	以上		A - 1,950,000

※ Bの求め方: $A \div 4,000 = a$ (小数点以下切捨) $\rightarrow a \times 4,000 = B$

← 合計給与収入を基に上記「(参考) 給与所得の計算」から算出(★)

★給与所得と公的年金等所得の合計額が10万円を超える方は各所得10万円を限度に合計した額から10万円を引いた額(10万円限度)を更に引きます。

★各種給付金の受給があり、申請月以後6か月以内に退職が確定していない場合には給与収入として加算してください。

●公的年金等雑収入

	収入	経費
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		

	収入	経費
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
合計		
雑所得 (収入合計 - 経費合計)		円

※公的年金は年金収入を基に次ページの「(参考) 公的年金等に係る雑所得の計算」から所得を算出

収入状況チェックシート(特別区民税・都民税の減免及び森林環境税の免除): 3枚目

※申請書・納期限前でも、減免の決定がされるまでの納期限を過ぎた住民税・森林環境税は減免対象外となります。また、納期限前でも、減免の決定がされるまでの納期限を過ぎた住民税・森林環境税は減免対象になりません。

(参考) 公的年金等に係る雑所得の計算<単位:円>

(1) 65歳以上 昭和33年1月1日以前生

支払額 A	計算式
3,300,000 未満	$A - 1,100,000$
4,100,000 未満	$A \times 75\% - 275,000$
7,700,000 未満	$A \times 85\% - 685,000$
10,000,000 未満	$A \times 95\% - 1,455,000$
10,000,000 以上	$A - 1,955,000$

(2) 65歳未満

支払額 A	計算式
3,300,000 未満	$A - 600,000$
4,100,000 未満	$A \times 75\% - 275,000$
7,700,000 未満	$A \times 85\% - 685,000$
10,000,000 未満	$A \times 95\% - 1,455,000$
10,000,000 以上	$A - 1,955,000$

●事業(先物取引に係るもの以外)

	収入	経費
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
合計		
事業所得 (収入合計-経費合計)		円

●不動産

	収入	経費
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
合計		
不動産所得 (収入合計-経費合計)		円

●その他の所得

種別	A収入金額	B必要経費・控除	A-B(損益通算前の額)
山林所得 (特別控除後の額)			円
利子所得			円
配当所得 (経費控除後の額)			円
退職所得 (退職控除1/2した額)			円
譲渡所得 (経費控除後の額)			円
一時所得 (特別控除後の額)			円
先物取引に係る雑所得 (経費控除後の額)			円

収入状況チェックシート(特別区民税・都民税の減免及び森林環境税の免除): 4枚目

※申請書・必要書類は納期限前であっても、減免の決定がされるまでの納期限を過ぎた住民税・森林環境税は減免対象外となり、森林環境税は減免対象になりません。

同一生計配偶者・扶養者(次の(1)～(3)に該当する方は対象とできません。)

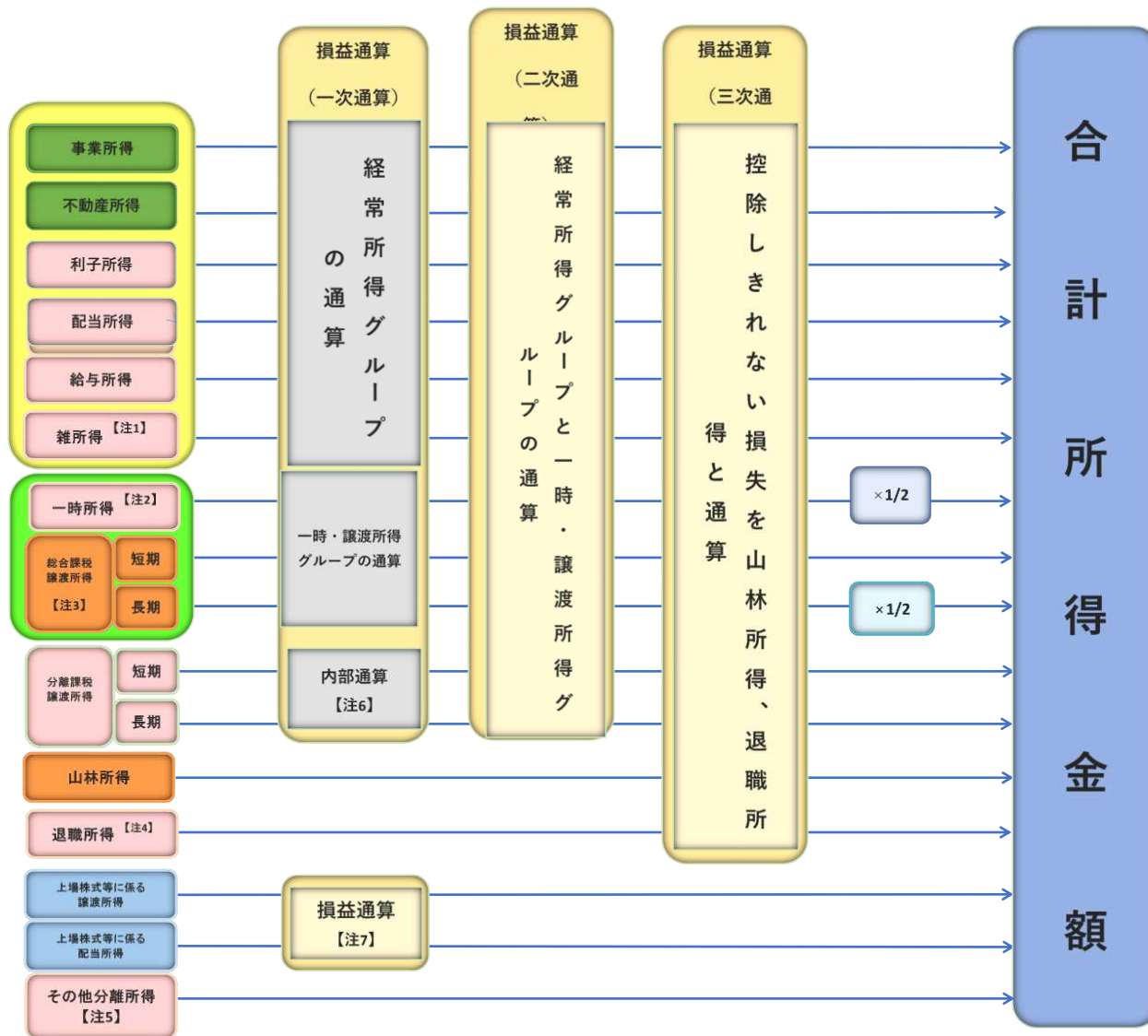
- (1) 令和5年中の合計所得金額が48万円超の方
- (2) 令和6年度住民税の算定において他の方の扶養者又は事業専従者となっている方
- (3) 国外居住親族で親族関係書類及び送金関係書類を提出できない方

氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所・電話番号

減免申請提出書類チェックリスト		チェック
1	本人確認書類の写し(免許証、パスポート等)	<input type="checkbox"/>
2	減免申請書・生活状況報告書・減免申請に当たっての宣誓書	<input type="checkbox"/>
3	収入状況チェックシート(1～4枚目)	<input type="checkbox"/>
4	令和6年1月1日から令和6年12月31日までの所得状況を証する書類(見込みの期間を有する場合には所得状況の根拠となる書類)(例)給与明細書、年金額改定通知書、月次試算表、退職所得の源泉徴収票等その他収支の状況が分かる書類	<input type="checkbox"/>
5	失業した場合は、雇用保険被扶養者離職証、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書等	<input type="checkbox"/>
6	廃業した場合は、廃業届出書、閉鎖事項証明書等	<input type="checkbox"/>
7	減免基準額の計算上、「障害者」として135万円の適用を受ける場合は、障害者手帳(申請日において手続中の方は、申請書等)その他の障害の状況を証する書類	<input type="checkbox"/>
8	扶養者が海外居住である場合は、親族関係書類及び送金関係書類	<input type="checkbox"/>

※その他、状況に応じて必要な書類の提出を求める場合があります。

合計所得金額算出手順



【注1】 公的年金等に係る雑所得と公的年金等以外の雑所得を内部通算した金額を雑所得とする。

【注2】 総収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除し、特別控除額（最高50万円）を控除した金額を一時所得とする。

【注3】 総合課税譲渡所得は短期と長期に分けられ、付加控除額（最高50万円）を控除した金額を譲渡所得とする。なお、譲渡所得の特別控除（最高50万円）は、まず短期譲渡所得の譲渡損失から差し引く。

【注4】 所得税の源泉徴収の対象になる場合は、退職所得は現年分離課税となり、他の所得とは通算されず、合計所得金額に含まれない。

【注5】 その他分離所得とは、先物取引に係る雑所得、一般株式等に係る譲渡所得を指す。

【注6】 分離課税譲渡所得は長期短期別々の計算が可能で、原則として他の所得と損益通算不可。ただし、特定居住用財産の譲渡損失は他の所得と損益通算可能。

【注7】 上場株式等の譲渡損失は、申告分離課税とした配当所得等とのみ通算することができる。

